

令和3年分

確定申告

～感染リスク軽減のためのお願い～

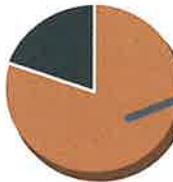
密を避けて



おうちで

PCでもできます

スマホでe-TAX



既に80%以上の方が
確定申告会場に行かず
に申告をしています。

密を作らない

確定申告会場への入場には
整理券が必要です

※(申告書などの提出のみの場合は不要です。)

各会場で当日配付

▶ LINEから事前発行

来場される場合はお早めにお越しください。



国税庁動画チャンネル

NTA
.ch

申告書の作成手順は国税庁
ホームページより
動画をご参照ください。

申告
納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和4年 3月15日(火)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和4年 3月31日(木)まで

※感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。

～これからも地域と歩む 魅力ある協会に～



税と繁栄

題字は永來会長筆

門真納税協会 検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

国税の
簡単! 便利な!
キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1) ダイレクト納付

こんな方におススメ!
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら → QRコード

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

2) 振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら → QRコード

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。
事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

3) インターネットバンキング等

**さらに詳しい情報は
こちら → QRコード**

納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

4) クレジットカード納付

**さらに詳しい情報は
こちら → QRコード**

納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

会場は大変混雑しますので、感染防止の観点からも、
ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。

門真税務署の申告書作成会場は「**守口門真商工会館**」です。

申告書作成会場の開設期間は、

令和4年 2月 16日 (水) から

3月 15日 (火) までです。

※ 土・日・祝日を除く。

ただし、2月 20 日 (日) 及び 2月 27 日 (日) は開設します。

※ 2月 15 日以前は開設しておりません。

相談受付時間は、9時～16時までです。

- 会場内の混雑緩和のため、入場には「**入場整理券**」が必要です。
- 入場整理券は**会場で当日配付**しますが、
LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。



友だち追加は
こちらから！

- 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合**があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます
- 会場内に**筆記用具は用意しておりません**ので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。
- ご来場される際は**マスクの着用**及び**検温の実施**にご協力をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、**無理をせず**に、後日あらためて来場していただくようお願いします。

令和3年分からはさらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読み取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEWは令和4年1月から対応)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) (NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページから



確定申告

確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…

自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



入力がめんど…

自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



会社が休みない…

自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

► チャットボットでの相談



ご質問を入力いた
だければ、AIを活
用した「税務職員
ふたば」がお答え
します。

► お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーへ
ヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)
0570-01-5901

申告書の作成に
当たってのご不明点等

門真税務署 (06-6909-
0181) に電話をかけていた
とき、自動音声案内にした
がって「0」を選んでいただ
きますと、確定申告電話相談
センターへつながります

65万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

①e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax**で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで送信することもできます。

- ※ 1 e-Taxのご利用の流れについては、事前にe-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)の「個人でご利用の方」のページをご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書のデータをe-Taxで送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は65万円の控除を受けられません。
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕証帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。
- そのため、令和3年分の所得税確定申告において65万円の控除を受けるためには、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、令和4年1月1日以後に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕証帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります。**

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

※ 令和4年分の所得税確定申告から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

e - T a x

検索

国税庁 電子帳簿保存関係

検索

e-Tax 又は電子帳簿保存を行ふと

65万円の青色申告特別控除 が受けられます

令和2年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、**e-Taxによる申告(電子申告)**又は**電子帳簿保存**を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1) 税務署	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65万円	○	○	○	○
55万円	○	○	○	—
10万円	(簡易な記帳)	—(注2)	—	—

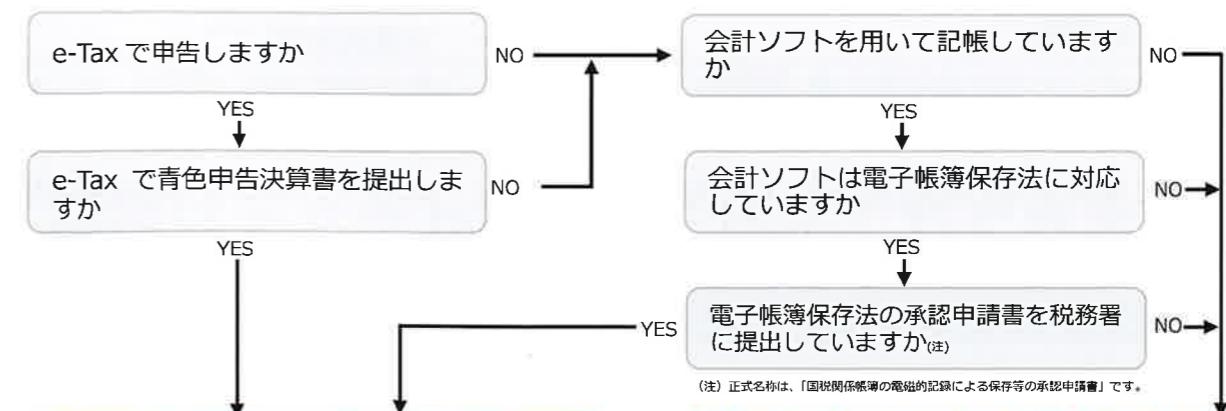
注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

記帳のしかたが分からぬ方へ

税務署では、新しく事業を始めた方や記帳のしかたが分からぬ方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

65万円の控除を受けられるかチェック!



**65万円の控除を受けるためには、
e-Tax又は電子帳簿保存の利用の
いずれかが必要です。**

納税協会から のお知らせ

例年開設しております管内4市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)での地区相談会につきまして、今般の新型コロナウイルスの感染状況により、従事いただく税理士の確保が困難となり、今年度も管内4地区での地区相談会は中止することとなりました。

その代替としまして、4会場を統合し、下記日程にて合同地区相談会場を開設いたします。納税協会で行っている従来の申告相談につきましては、例年通り開設いたします。

また、感染拡大防止の観点より受付や待合の混雑を避けるため、各相談会は事前予約制といたします。事前に送付しております予約申込書をご利用いただき、FAX、Email又はお電話にてお申込みください。コロナウイルス感染状況によって日程の変更または中止になる場合がございます。予めご了承下さい。

詳しくは門真納税協会事務局までお問い合わせください。

合 同 地区相談会場	日 程	令和4年 3月2日(水)～3月4日(金) 午前9時30分～午後4時(受付は午後3時まで)	事前 予約制
	会 場	公益社団法人門真納税協会 2階 会議室	

※ 納税協会では下記相談会場も設けております。

納 税 协 会 申告相談会場	日 程	令和4年 2月16日(水)～3月11日(金) 午前10時～午後4時(受付は午後3時まで) ※ 土・日・祝日を除く。 但し、2月20日(日)・27日(日)は開設します。	事前 予約制
	会 場	公益社団法人門真納税協会 1階 会議室	

導入時期:令和4年度会費より

門真納税協会では、会費収納方法につきまして、会員の皆様の利便性を目的とし、新たに会費のコンビニ収納を導入させていただきます。

会費のコンビニ収納の開始について

※会費の口座振替制度や、金融機関でのお振込みについても今まで通りご利用いただけます。
※なお、コンビニ収納の導入に併せて、5級未満(年会費6万円未満)の会費につきましては、年会費(年1回)としてお振込をお願い致します。



※会員の方は無料でご利用いただけます。利用をご希望の方は、視聴に必要なIDとパスワードを発行しますので、お気軽に門真納税協会事務局までお問い合わせください。

門真納税協会では、会員の皆様に「インターネット・セミナー」のサービスをご提供しています。お好みのセミナーを選んで視聴するだけ!仕事に役立つ情報やヒントが満載です。「興味はあるけど忙しくてなかなか時間がとれない」「遠くまで行くのが面倒」「継続的に社員研修を行いたい」といった方にも最適です。いつでもどこでも、24時間手軽に受講できますので是非ご活用ください。

インターネット・セミナーの内容